きみつ広域だより

2025（令和７年）
11月発行
第53号

発行・編集／君津郡市広域市町村圏事務組合　総務課
〒292-0832 木更津市新田３－２－27
☎（0438）25－6121
HPアドレス／https://www.kouiki-kimitsu.jp/

組合ホームページへ

君津郡市広域市町村圏事務組合は、昭和44年10月15日に木更津市、袖ヶ浦町、平川町、富来田町、小櫃村、上総町、君津町、小糸町、清和村、富津町、大佐和町、天羽町の12市町村により、地域社会の変貌に伴う行政の広域化に対応し、君津地域の均衡ある発展を目指すことを目的に設立されました。現在の構成団体は木更津市、君津市、富津市、袖ケ浦市の４市です。

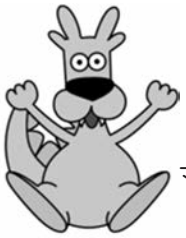

袖ケ浦市
マスコットキャラクター
「ガウラ」

木更津市
マスコットキャラクター
きさポン

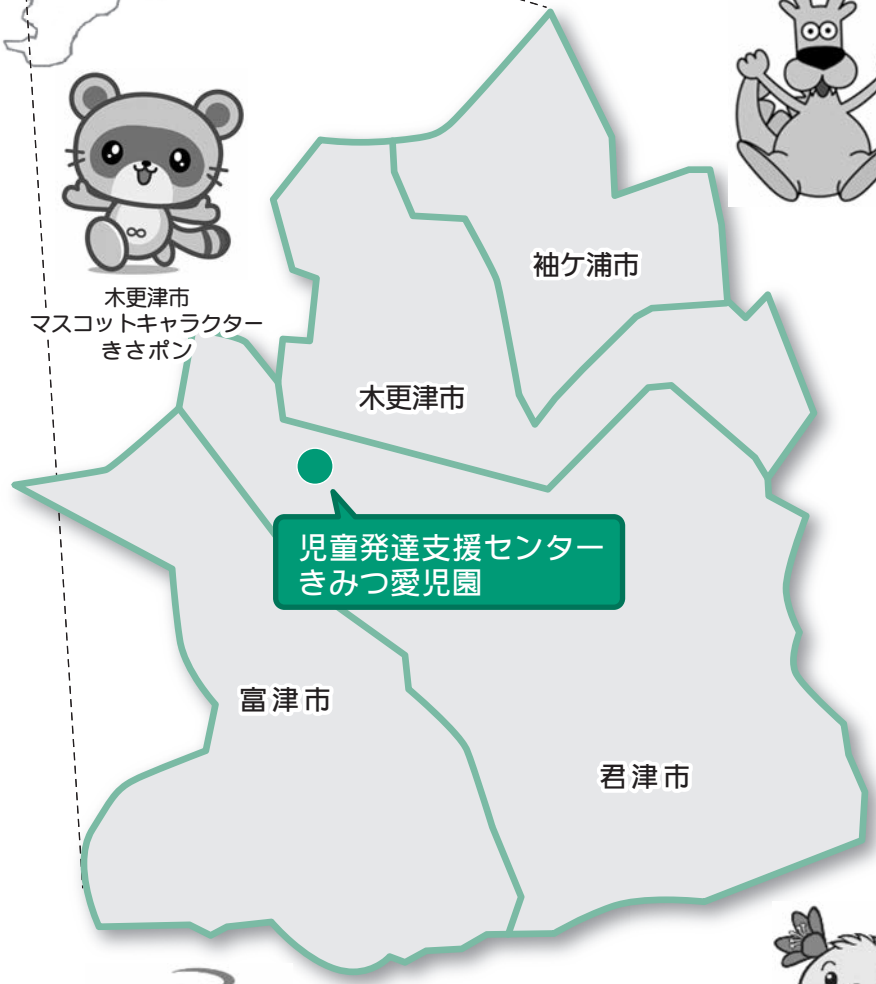

君津郡市広域市町村圏事務組合 は主にこんな仕事をしています。

① 児童発達支援センター きみつ愛児園の管理運営

② 関係市等の職員の共同研修の実施

③ 社会福祉法に規定する所轄庁が行うこととされている事務

④ 専用水道等に関すること

君津市
マスコットキャラクター
きみぴょん

富津市
おもてなしキャラクター
ふっつん

主な記載内容

◎職員共同研修・社会福祉法人に関する業務 … ２頁
◎予算・決算・専用水道等管理 …… ３頁
◎人事行政の運営等の状況等 …… ４頁
◎組合議会 …… ５頁
◎児童発達支援センター …… ６頁

職員共同研修事業の紹介

君津郡市広域市町村圏事務組合では、公務員として必要な知識や技能の習得を図り、職務遂行にあたり必要となる能力を養うことを目的とし、年間７課程、計８回の共同研修を実施しています。

研修参加対象は、木更津市、君津市、富津市、袖ケ浦市、かずさ水道広域連合企業団、君津中央病院企業団及び君津郡市広域市町村圏事務組合の職員です。

今後も、感染症拡大防止対策を講じた上で、効率的な地域行政を目指し、充実した研修を進めてまいります。

各研修課程のご紹介

研修名	対象職員	主な研修内容
新規採用職員研修 （年１回実施）	開催年度の新規採用職員	職務を遂行するにあたって必要である、市民対応のスキルアップ、日々の担当業務処理能力の向上及びメンタルヘルス意識の醸成を目的とした内容。
初級職員研修 （年１回実施）	採用後３～６年目の職員	公務員の職務の基礎となる条例改正等の手法の習得、市民の皆様からのご意見への対応方法や、職場内におけるコミュニケーション活性化を目的とした内容。
中級職員研修 （年１回実施）	採用後５～９年目の職員	より高度な条例改正等の手法の習得、業務の効率化、当圏域の将来に対する展望及びメンタルヘルス意識の醸成を目的とした内容。
係長研修 （年２回実施）	係長相当職３年以内の職員	職場におけるマネジメント、リーダーシップ及びコミュニケーション能力向上を目的とした内容。
課長補佐研修 （年１回実施）	課長補佐相当職の職員	ハラスメント対策、組織全体でのメンタルヘルスケアの知識と手法、行政運営を行う中での圏域内の現状と今後の課題について学び、管理職員としての知識の習得や能力の向上を目的とした内容。
接遇研修 （年１回実施）	採用後５年以上の職員	一定の職務経験を積んだ後に、窓口応対能力の向上や行政対象暴力事案への対応方法を改めて習得し、更なる住民福祉及び住民満足度の向上を図ることを目的とした内容。
管理職研修 （年１回実施）	管理職の職員	ハラスメントの防止策やメンタルヘルスラインケア（職場内での支援方法など）の基本的知識を習得し、よりよい職場環境の醸成を目的とした内容。

▲接遇研修内でのグループワークの様子
（令和７年６月２０日に実施）

▲係長研修内でのグループワークの様子
（令和７年７月９日～11日に実施）

社会福祉法人に関する業務

社会福祉法において社会福祉法人とは、「社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人」と定義されています。ここでいう「社会福祉事業」とは、社会福祉法第２条に定められている第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいいます。

また社会福祉法人は、社会福祉事業の他に公益事業及び収益事業を行うことができます。

社会福祉法人に対する指導監査は、法人の自主性及び自立性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的としています。

君津郡市広域市町村圏事務組合は、社会福祉法人の所轄庁としての業務を行っています。

令和６年度　一般会計決算状況

関係市からの負担金などが、どのように使われたかをお知らせします。
令和６年度の一般会計歳入決算額は、６億４，９５３万３，０７９円、前年度比４．６％増となりました。
歳出決算額は、５億７，１７２万３，０３１円、前年度比１．５％増です。
歳入歳出差引額７，７８１万４８円が令和７年度に繰り越す財源となります。

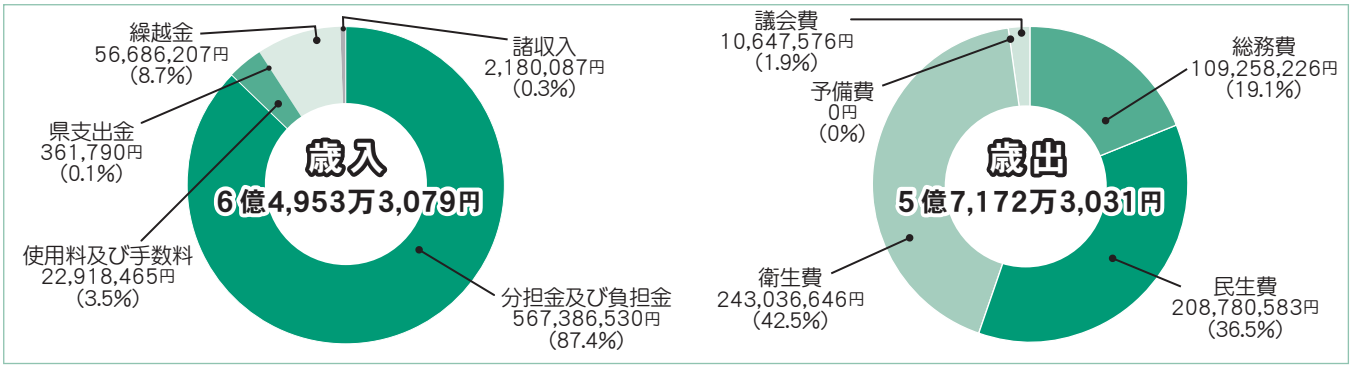

令和７年度　一般会計当初予算

令和７年度の一般会計当初予算をお知らせします。
令和７年度の一般会計歳入歳出予算は６億４，２３２万９，０００円となり、前年度に比べ４，２７６万８，０００円の増となりました。

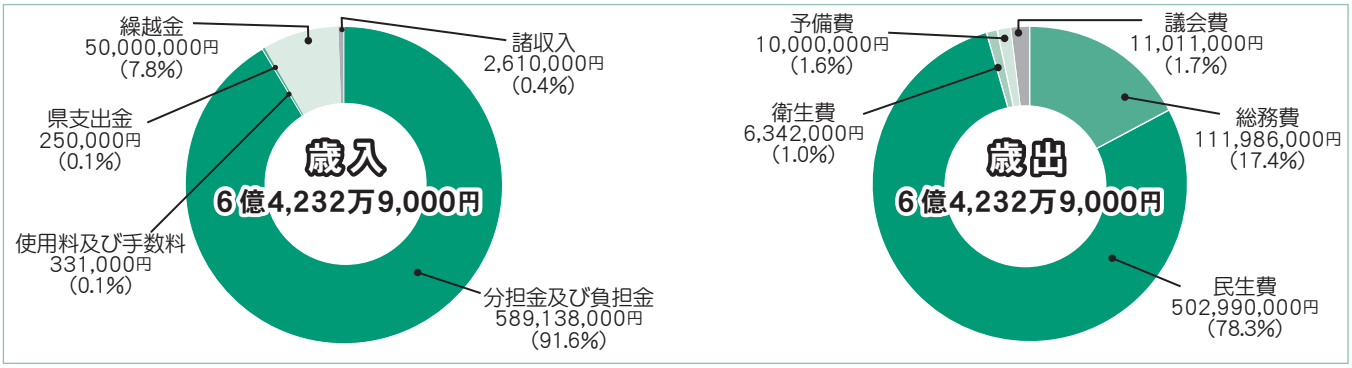

専用水道等管理に関する業務

君津郡市広域市町村圏事務組合では、水道法（昭和32年法律第177号）第３条第６項に規定する専用水道及び同条第７項に規定する簡易専用水道に係る次に掲げる業務及びこれらに付随する業務を行っています。

- 専用水道の敷設工事設計の確認
- 専用水道の施設基準及び簡易専用水道の管理基準に係る改善の指示及び給水停止命令
- 専用水道の給水開始の届出受理
- 専用水道及び簡易専用水道の設置者からの報告徴収及び施設の設置場所への立入検査
- 専用水道の業務委託の際の届出受理
- 飲用井戸等衛生対策要領（昭和62年厚生省生活衛生局長通知）の対象施設に係る衛生確保対策に関すること

※ 各水道の手引き等詳しく知りたい方は、組合ホームページをご覧ください。

令和６年度の専用水道及び簡易・小規模専用水道の施設の設置場所への立入検査の実績は以下のとおりです。

（単位：件）

区　分	専用水道 (立入検査)	簡易専用水道 (検査機関による代行検査)	小規模専用水道 (立入検査)	小規模簡易専用水道 (設置者による自主点検及び結果報告)	計
木更津市	３０	１４７	1	３６	２１４
君　津　市	２０	１００	3	２６	１４９
富　津　市	7	５９	3	１８	８７
袖ケ浦市	１４	６５	1	１４	９４
計	７１	３７１	8	９４	５４４

令和６年度 君津郡市広域市町村圏事務組合人事行政の運営等の状況

地方公務員法第58条の２第３項及び君津郡市広域市町村圏事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第６条の規定により、令和６年度における人事行政の運営の状況及び公平委員会の業務の状況を次のとおり公表します。

Ⅰ　人事行政の運営の状況

1　職員の任用の状況等

（単位：人）

区分	管理者※2	議会	計
(1) 部局別職員数 ※1	32	1	33
(2) 採用者数			
(3) 退職者数	1		1
定　　年			
定年以外	1		1
(4) 職位別昇任者数	1		1
局長級			
次長級			
課長級			
課長補佐級	1		1
係長級			
主任級			

※1　令和７年３月末現在
※2　管理者の事務局（総務課、企画財政課、児童発達支援センター、会計課）

2　職員の人事評価の状況

職員の職務で発揮された能力などについて、毎年評価を実施しています。令和６年度は、次の内容で実施しました。

《評価期間》
令和６年４月１日～令和７年３月31日

《評価対象者》
全職員

《評価項目》
倫理、判断、知識・技能、業務遂行、人材育成等

3　職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)　職員給与費の状況 ※1　（単位：千円）

給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計	対象職員数※2	1人当たり給与額（年額）※3
114,345	21,483	48,861	184,689	32人	5,772

※1　令和６年度決算
※2　令和６年４月１日現在
※3　職員給与費計÷対象職員数で算出

(2)　平均給与月額（給与月額、諸手当）及び平均年齢 ※1　（単位:円）

区分	平均給与月額			平均年齢
	給料月額	諸手当	計	
一般行政職	289,235	59,325	348,560	40歳９月

※1　令和６年４月１日現在の職員の状況です。

(3)　勤務時間の状況 ※1

区分	勤務時間	休憩時間
月～金曜日	８時30分～17時15分	12時15分～13時15分

※1　標準的なものです。

(4)　年次有給休暇の平均取得状況（令和６年度実績）

対象職員数 ※1	平均取得日数 ※2
31人	11．22日

※1　令和７年３月31日現在（令和６年度中の休職者、派遣研修者を除く）
※2　平均取得日数は、小数点以下第３位を四捨五入

(5)　育児休業の取得状況
女性　２人（うち前年度からの取得者２人）　男性　０人

4　職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1)　分限処分の被処分者数　１人　　(2)　懲戒処分の被処分者数　０人

5　職員の服務の状況

地方公務員法では、職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないという服務の根本基準が示されています。また、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、さらには政治的行為の制限等に関する規定の遵守が求められています。

6　職員の退職管理の状況

課長級以上の退職者の再就職の状況　（単位：人）

営利企業等に再就職した者	組合の再任用職員となった者	その他（在家庭等）
0	0	0

7　職員の研修の状況

研修所等が実施する研修の実績（受講者数）　（単位：人）

千葉県自治研修センター	組合共同研修	その他研修
1	3	27

8　職員の福祉等の状況

(1)　職員互助会及び職員共済組合の事業概要
ア　千葉県市町村職員共済組合
組合員の掛金と組合の負担金で運営され、退職者への年金給付、育児休業・介護休業手当金の給付、組合員の臨時の支出に対する貸し付け、健康保険などの業務を行っています。
イ　千葉県市町村職員互助会
職員の掛金と組合の負担金で運営され、弔慰金や災害給付金の支給、保養所などの利用助成などを行っています。

(2)　公務災害補償の状況　　該当者なし

Ⅱ　公平委員会の状況

1　千葉県市町村公平委員会の概要

千葉県市町村公平委員会は、地方公務員法の規定により、主に次の業務を行うために共同設置されています。
(1)　職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
(2)　職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する採決又は決定をすること。

2　千葉県市町村公平委員会の業務の状況

(1)　勤務条件に関する措置の要求の状況（種別・件数）：実績なし
(2)　不利益処分に関する不服申立ての状況（種別・件数）：実績なし

令和６年度の情報公開条例及び個人情報保護条例に伴う請求件数、開示件数、非開示件数は０件でした。

児童発達支援センターきみつ愛児園における令和６年度の福祉サービスに対する苦情件数は０件でした。

組合議会

令和７年８月議会定例会の様子（君津市役所９階全員協議会室にて）

令和７年２月組合議会定例会にて
副管理者に再任された
高橋恭市氏（富津市長）

令和７年２月７日及び令和７年８月７日に組合議会定例会を開催しました。

２月組合議会定例会では、副管理者選挙が行われ高橋恭市氏（富津市長）が再任、監査委員に鴇田源一氏（君津市監査委員）と小国勇氏（袖ケ浦市議会議長）が選任されました。また、当初予算を含めた８議案が提出され、原案どおり承認・可決されました。

８月組合議会定例会では、決算の認定、補正予算及び条例改正の３議案が提出され、原案どおり認定・可決されました。

なお、上程された議案及び結果については、次のとおりです。

提出議案			議決結果
令和７年２月定例会	議案第１号	専決処分の承認を求めることについて	原案承認
	議案第２号	令和６年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第２号）	原案可決
	議案第３号	令和７年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算	原案可決
	議案第４号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
	議案第５号	君津郡市夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	原案可決
	議案第６号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
	議案第７号	君津郡市広域市町村圏事務組合監査委員の選任について	原案可決
	議案第８号	君津郡市広域市町村圏事務組合監査委員の選任について	原案可決
令和７年８月定例会	議案第９号	令和６年度君津郡市広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定について	原案認定
	議案第10号	令和７年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第１号）	原案可決
	議案第11号	職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

令和７年４月１日から君津郡市夜間急病診療所は木更津市夜間急病診療所として運営されています

当組合が運営していた「君津郡市夜間急病診療所」につきましては、令和７年４月１日から木更津市が業務を引継ぎ「木更津市夜間急病診療所」として設置・管理しています。

名称が変更されておりますが、所在地や受診方法、診療時間等について変更はありません。

その他ご不明な点等につきましては、木更津市健康づくり部健康推進課へお問い合わせください。

【問い合せ先】

木更津市健康づくり部健康推進課
☎ ０４３８－３８－６９８１
月～金　８時３０分～１７時１５分
（土・日・祝日等を除く）
木更津市朝日３丁目１０番１９号

木更津市
ホームページへ

児童発達支援センター

きみつ愛児園

〒299-1173
君津市外箕輪1041番
☎ (0439)53−1161・1162

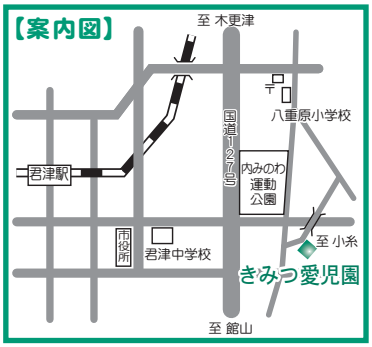

●きみつ愛児園はこんなところ●

きみつ愛児園は、君津郡市広域市町村圏事務組合が管理運営している公立の「児童発達支援センター」です。発達に不安や遅れのある就学前のお子さんを対象に、集団や個別による日常生活の動作や機能訓練等を行い、家庭や社会でより良い生活が送れるように支援しています。

きみつ愛児園の理念	お子さんと保護者の意思や人格を尊重し、お子さんと保護者の立場に立った適切な児童発達支援を行います。
支援方針	お子さんが日常生活における基本的動作や知識技能を習得し、よりよい生活が送れるように、お子さんの身体や精神の状況、その置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行います。

【療育の内容】

- 基本的な日常生活の動作を職員の補助もしくは自らが行い、身辺面の自立に結び付けていきます。
- お子さんの状態に合わせた対応を心がけ、持っている力を十分に発揮できるように、個別支援を行っています。クラスによっては、認定ＮＰＯ法人日本ポーテージ協会が推奨する、一人ひとりのお子さんの発達に応じたアプローチをする個別プログラムを取り入れています。また、理学療法士や作業療法士（委託）によるリハビリテーションを行っています。
- 交流保育という形で近隣の保育園へ園児たちが遊びに行き、保育園児とのコミュニケーションを図ることで、社会性や対人関係の育成を行っています。

●きみつ愛児園は令和８年３月末で閉園します●

きみつ愛児園は、昭和51年９月に児童発達支援の中核的な施設として開園し、約50年にわたり、君津地域の障がいのある児童や保護者への支援に取り組んでまいりましたが、令和８年３月末をもって、閉園となります。

令和８年４月からは、新たな児童発達支援センターを「社会福祉法人佑啓会」が運営します。

広告欄

君津郡市広域市町村圏事務組合がこの広告における企業やサービスを推奨するもの及び保障するものではありません。

送迎業務のことなら
お任せ下さい

（一社）日本自動車運行管理協会会員
株式会社 セントラルサービス
千葉営業所

〒292-0043
千葉県木更津市東太田４－20－59
TEL：0438−97−5300
FAX：0438−97−4060
https://centralservice.co.jp/

EVENT この瞬間 私たちにできること
イベント・コミュニケーションズ®グループ

・木更津営業所
・木更津商品センター

イベント業界で働きませんか？
正社員募集中

◇詳しくはHP採用情報からお問い合わせください